

令和4年4月 行事予定表

日	曜	保育園・小学校・中学校	協議会・町内長区長会・老人クラブ・他	ゴミ
1	金			可燃物
2	土		グラウンドゴルフ愛好会（運動広場） 8:30	
3	日			
4	月			
5	火			可燃物
6	水		入学式 	資源
7	木			
8	金	【小・中】就任式・始業式		可燃物
9	土		グラウンドゴルフ愛好会（運動広場） 8:30	
10	日		ゲートボール愛好会（中央GB場） 8:00 ※雨天の場合11日(月)	
11	月	【小・中】入学式		
12	火			可燃物
13	水			
14	木		進栄会老人クラブ例会 グラウンドゴルフ(運動広場) 8:30	
15	金		昭和シニア会 あつまる	可燃物
16	土		グラウンドゴルフ愛好会（運動広場） 8:30	
17	日			
18	月	【中】家庭訪問		
19	火	【中】家庭訪問		可燃物
20	水			資源
21	木	【小】【中】家庭訪問		
22	金	【小】【中】家庭訪問		可燃物
23	土		グラウンドゴルフ愛好会（運動広場） 8:30	
24	日		健康づくりゲートボール大会 中央GB場 8:00 ※雨天の場合25日(月)	
25	月	【保】花まつり 【小】【中】家庭訪問		
26	火	【中】家庭訪問	まち協運営委員会13:30 校区街頭指導18:00	可燃物
27	水	【中】家庭訪問		
28	木	【保】誕生会 【小】授業参観・学級懇談会PTA総会		
29	金	● 昭和の日	国民の祝日には国旗を掲げましょう	可燃物
30	土		グラウンドゴルフ愛好会（運動広場） 8:30	資源

健康づくりスポーツ大会ゲートボール 四月二十四日(日) 午前8時開会

昭和コミセンだより 4月号

掲載を希望される方は、毎月20日までご連絡ください。
37-2741 昭和コミュニティセンター

資源ごみ収集日の変更

資源ごみ振替日 5/4 (水) → 4/30 (土)

春の全国交通安全運動

期間 令和4年4月6日(水)～15日(金)

運動の重点及び推進項目

- 子供を始めとする歩行者の安全確保
- 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

昭和地域婦人会総会

日時：4月5日(火) 19:00 開会

場所：昭和コミュニティセンター

校区ゲートボール・グラウンドゴルフ(予定)

【ゲートボール】

日時 4月24日(日) 8:00 開式 (雨天の時は25日)

場所 昭和中央ゲートボール場

【グラウンドゴルフ】

日時 4月24日(日) 13:00

場所 昭和小学校運動場

主催 昭和体育協会・昭和まちづくり協議会

香典返し寄付

昭和まちづくり協議会に香典返しとして寄付がありました。

厚くお礼を申し上げ、有効に活用させていただきます。

【寄付】竹本真一様

【故人】竹本ミツエ様

【寄付】藤野精子様

【故人】藤野守男様

2022年3月

消費者情報

八代市（氷川町・芦北町）消費生活センター

電話：0965-33-4162

3月10日、「身近なサポーター育成セミナー」を、市庁舎会議室で開催しました。コロナの影響で、去年は開催できませんでしたが、今年度は、パーテーションを置き換気などに気を配って行いました。高齢者を狙う悪質商法や詐欺が後を絶たない状況で、身近なサポーターとして活動したいと参加いただいた方々とともに充実した時間となりました。

コロナのために、家に引きこもり、誰にも相談できないでいる現状で、身近な見守りは、ますます重要になっています。身近なサポーターでなくても、あなたの周りの孤立している人に、声をかけて、被害を防ぎ、被害を回復するため、消費生活センターとの懸け橋になっていただけませんか。トラブルに気付いたら迷わずご相談ください。

◆ 相談事例 ◆

【事例1】健康食品のクーリング・オフ（女性 80歳代）

訪問販売で、なんでも治るといって「マイタケエキス」を勧められて、6箱、20,000円で購入しました。しかし後で契約書を見たら180,000円と書いてありました。驚いて電話でクーリング・オフを伝えたところ了承されました。ところが返品のこと再度電話したら、口座引き落としの届出印が押していないので押すようにと言われてきました。なぜ届出印が必要なのか、本当にクーリング・オフになったのか不安です。

<助言> 契約書に電話で受け付けると書いてあったのですが、クーリング・オフは、書面で通知することになっています。電話では、証拠がなくクーリング・オフ期間が過ぎてからトラブルになるかもしれないので、相談者の不安な気持ちは当然です。消費生活センターから、確認のため業者に電話したところ、「クーリング・オフは受け付けました。返金のため口座番号が必要ですが、印は必要ありません。商品は着払いで送ってください。」とのことでした。後日、返金を確認し解決しました。

クーリング・オフは、確実にハガキに書いて「簡易書留」で通知しましょう。期間内であれば、無条件で解約できます。ただしなんでも解約できるわけではありません。心配なときは、消費生活センターにご相談ください。



【事例2】宝くじ当選の詐欺メール（男性 20歳代）

国民生活センターからメールが届き、「宝くじ73,500円が当選されました。お金を受け取るためにSNSで登録手続きをしてください。」と書いてあったが、宝くじに応募したことはありません。

<助言> 国民生活センターは、全国の消費生活センターの情報を収集・分析し、消費者行政などに情報提供を行っている独立行政法人です。宝くじとは全く関係なく、このメールは偽のメー



ルです。登録手続きを行うと、個人情報を知られたり、登録料をだまし取られたりする恐れがあります。消費生活センターをかたるメールの情報も届いています。メールは無視して削除するよう助言しました。

令和4年4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます！
～18歳から「大人」18歳・19歳に気をつけてほしい消費者トラブル～

民法改正により、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談をみると、20歳代の相談件数は未成年者と比べて多く、契約の金額も高額になっています。そこで18歳・19歳の方に特に気をつけてほしい消費トラブルは次のとおりです。

- ①副業・情報商材やマルチなどの「もうけ話」トラブル
⇒確実にもうかる話はありません！「簡単に稼げる」と強調する広告や勧誘を鵜呑みにしない。
- ②エステや美容医療などの「美容関連」トラブル
⇒その場で契約・施術しない。長期間の契約が心配なときは都度払いのコースを選ぶ。
- ③健康食品や化粧品の「定期購入」トラブル
⇒注文前に返品・解約の条件を確認する。
- ④誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など「SNSきっかけ」トラブル
⇒SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する。
- ⑤出会い系サイトやマッチングアプリの「出会い系」トラブル
⇒出会い系サイトやマッチングアプリ等の規約をよく確認する。
- ⑥デート商法などの「異性・恋愛関連」トラブル
⇒相手の好意は、商品を売るための手口であることも。あやしいと思ったら、すぐに契約しない。
- ⑦終活商法やオーダーション商法などの「仕事関連」トラブル
⇒必要がないと思う契約は、知人や先輩から勧誘されてもきっぱり断る。
- ⑧賃貸住宅や電力の契約など「新生活関連」トラブル
⇒契約先の事業者名や連絡先、契約条件をよく確認する。退去時の条件などもしっかり確認する。
- ⑨消費者金融からの借入れやクレジットカードなどの「借金・クレカ」トラブル
⇒借金をしてまで契約するべきかよく考える。手数料が発生するリボ払いに注意する。
- ⑩スマホやネット回線などの「通信契約」トラブル
⇒勧誘をうけた事業者名やサービス名、連絡先、契約内容を確認する。解約時の条件も契約前に確認する。

未成年者が親の同意を得ずにした契約は、「未成年者取消権」で取消することができますが、成人になるとこの「未成年者取消権」の行使ができませんので特に注意が必要です！

◆消費生活相談関連のご案内【令和4年4月分】◆

相談内容	開催日
無料弁護士法律相談 《予約制》	4月8日（金）、22日（金）10:00～16:00 予約は4月1日（金）午前8時30分から0965-33-4482（市民活動政策課）で受け付けます。
多重債務相談	4月4日（月） 9:00～16:00

※各相談会の会場は八代市役所2階消費生活センターになります